

第5章 金融・資本市場

I. 我が国は、これまでも「日米円ドル委員会報告書」等に沿い、金融・資本市場の自由化を前向き、主体的に進めてきた。

既に、昨年末までに外国銀行の公共債ディーリングの認可、ユーロ円CDの規制緩和、ユーロ円債の主幹事開放、非居住者ユーロ円債発行適債基準の緩和等を実施し、本年に入ってから、これまでに市場金利連動型預金（以下MMC）の導入、譲渡性預金（以下CD）発行条件の一層の緩和、ユーロ円債・ユーロ円貸付の一層の弾力化、非居住者保有の居住者発行ユーロ円債に係る利子所得に対する源泉徴収税の撤廃、短期金融市場及び公共債市場における市場仲介者の拡充、円建銀行引受手形（以下BA）市場の創設、外国銀行による信託参入の決定等の措置を講じてきている。

また、この間、EC委員会、英国、西独とも金融協議の場を設け、随時、意見交換を行い、各国との十分な意思疎通に努めているところである。

今後とも、「日米円ドル委員会報告書」等を踏まえ、自由化・国際化のための措置を着実に実施していく所存である。

II. アクション・プログラムの骨格

1. 預金金利の自由化等

(1) 昭和62年春までには、大口預金金利規制の緩和及び撤廃を実現することとし、これを混乱なく実施するため、以下の措置を講ずることとする。

① 大口定期預金金利規制の撤廃

本年秋、預入期間2年以内の定期預金のうち、預入単位10億円以上のものについて金利規制を撤廃し、それ以降、順次段階的に預入単位を引下げる。

② MMCに関する規制の緩和

昭和62年春までには、MMCの最低預入単位の引下げ、預入枠の拡大を図る。このため、本年秋から、預入枠の段階的拡大を図る。

また、MMCの最長預入期間は、昭和62年春までには、2年まで延長する。なお、MMCの上限金利については、預入期間、預入金額等に対応した弾力化を行う。

③ CDの発行条件の一層の緩和

CDの発行枠は、本年秋から段階的に拡大する。

また、CDの発行期間の弾力化を図ることとし、最長発行期間を昭和62年春までには、1年まで延長する。

(2) 小口預金金利については、預金者保護、郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として、具体的諸問題について早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を推進する。

(4) 短期金融市場について、引き続きその整備を推進する。このような観点から、インターバンク市場の慣行の見直しを日本銀行等市場関係者に要請するとともに、短期の国債市場の整備に努める。なお、インターバンク市場の慣行の見直しにより、市場ニーズも踏まえ、今月末から無担保コールが導入された。

2. 債券先物市場の創設

債券先物市場創設のための証券取引法改正法は、本年6月14日に成立。本年10月の市場創設に向け準備を進める。

3. 国内における債券発行市場の整備

無担保普通社債の適債基準の緩和及び10年債、12年債についての満期一括償還制度の導入につき、今秋を目途に、その実現を図るべく努力するとともに、事業債の年限の多様化のほか、円建外債、外貨建外債の発行市場の整備を推進する。

4. 証券会社による円建BAの流通取扱い

昭和60年6月に円建BA市場が創設され、現在、金融機関、短資業者及び金融機関の関連会社が、その流通取扱を行っているが、市場仲介者の拡充による市場機能の向上を図るため、昭和61年4月から証券会社にも円建BAの流通取扱いを認める。

5. 外銀の信託参入

参入が決定した9行について、できる限り早期に参入が実現するよう、申請があり次第すみやかに免許手続を進める。

6. 東京証券取引所会員権

東京証券取引所では、大蔵大臣の要請を受けて「会員制度に関する特別委員会」を設け検討を行っており、本年3月、現行の正会員定数枠(83社)を拡大する方針を固めた。なお、現在、増加会員数、加入手続等、定数枠拡大の具体的内容の検討を進めており、本年秋頃までには同委員会の結論が出ると見込まれる。

7. ユーロ円債等の発行の弾力化

昭和61年春から、居住者発行ユーロ円債について、変動利付債の自由化等、商品の多様化を図る。また、国内CD発行条件の緩和状況を勘案しつつ、ユーロ円CDの最長発行期間を1年まで延長する。

8. 金融自由化の環境整備

金融制度調査会答申等を踏まえ、預金保険制度の整備・拡充等、金融自由化を一層進めていくための適切な環境整備を行う。このため、金融制度に関して法改正を要するものについては、次期通常国会以降、できるだけ早く所要の改正案を提出するよう

第6章 サービス・輸入促進等

サービス分野における市場アクセスの一層の改善を図るため、「原則自由・例外制限」等の観点から検討を行ってきた結果、サービスに関するアクション・プログラムの骨格を以下の通り決定するとともに、輸入等の促進のための施策及び投資交流の促進のための施策を推進することとする。

I. サービス

1. 新ラウンドへの対応

新ラウンドにおいてサービス貿易に関する国際的枠組みの確立をめざし、我が国としてサービス面で積極的に貢献するため、諸外国と協調しつつ諸規制の改善・撤廃の方向で、所要の準備を進めることとする。

2. 諸分野における改善措置等

(1) 外国弁護士

日本弁護士連合会の自主性を尊重しつつ、次期通常国会における法律改正を旨途に、国内的にも国際的にも妥当とされる解決を図る。

(2) 運輸業

① 国際複合一括輸送に係る我が国国内トラック輸送への外国企業の参入については、国内企業に比べ参入を事実上困難にしている要因を除去する。

② 不定期航空運送事業として行うコミューター・サービスに使用する小型航空機の範囲を拡大するとともに、ヘリコプターの利用を促進するための措置をとる。

③ 航空機関士を乗り組ませなければならない航空機の範囲について規制の緩和を図る。

(3) 保険業

① 外国保険会社の進出及び活動については、従来から内国民待遇を付与しているところであるが、引き続きこの方針を堅持する。

② 新しい保険商品・サービスの開発については、保険会社の創意工夫を尊重し、引き続き認可の運用の一層の弾力化を図る。

(4) データ流通

越境データ流通自由については、OECD閣僚理事会での宣言を踏まえ、データ及び情報並びに関連サービスへのアクセスを推進し、データ及び情報の国際的交換に対する不当な障壁の創設を避け、また関連の法規及び政策の透明性を追及することとする。

(5) 医療保険

日本国内に居住する外国人について国民健康保険を適用する。

(6) 商慣行

輸入品の流通を阻害すると指摘されている商慣行につき、検討委員会において、内外の実務家その他の学識経験者の意見を聴取しつつ、実態把握等必要な調査を行い、今年度内を目途に検討結果の報告を求める。

(7) 不正商品

不正商品については不正商品取締り官を設置し、その取締りの強化に努めるものとする。

また、不正商品の実情について可能な限り情報収集に努めるとともに、消費者に対し啓発活動を行う一方、関係業界に対し、法令遵守方指導を行う。

3. 苦情処理体制の整備

輸入検査手続等の市場開放問題に関する苦情の窓口においてサービス分野における手続等に関する苦情を受け付けることとし、市場開放問題苦情処理推進本部（O. T. O.）において苦情の迅速かつ的確な処理を確保する。

注）O. T. O.（Office of Trade and Investment Ombudsman）

II. 輸入等の促進

1. 輸入の拡大努力

最近の国際収支動向等を踏まえ、官民挙げて目に見える形での輸入の即効的拡大努力を図るため、以下の施策を推進するとともに、別紙1のように、輸入を促進するための諸施策につき一層の強化、拡充を図る。

(1) 民間企業に対する輸入拡大努力要請

政府としては既に我が国の輸出業界及び流通業界の主要企業60社をはじめとする産業界に対し、その輸入拡大につき、協力要請を行い、これら企業においてはこの要請を受けて輸入拡大に取り組んでいるところであるが、引き続き輸入拡大努力が行われるようフォロー・アップを行う。

(2) 製品輸入金融の拡充、政府による輸入品調達

民間企業の輸入拡大努力を支援するため、日本輸出入銀行の製品輸入金融の貸付金利の一層の引下げを行うとともに、外貨貸しを導入する等拡充措置を講ずるほか、政府自らも外国製品の調達につき努力する。

2. 流通

流通産業は、消費者ニーズを最も有効に把握し得る立場にあり、消費財を中心とする輸入拡大に重要な役割を果たしている。かかる観点から、別紙2のように、流通産業に対し輸入品販売の促進のための施策を講ずるとともに、輸入品流通に係る実態を調査し、輸入品流通問題に関する検討を行う。

3. 海外旅行の促進等

海外旅行促進調査団の派遣等諸外国の日本人観光旅客の誘致、受入れに対する協力その他日本人の海外旅行の促進等を図るための施策を推進する。

III. 投資交流

調和ある対外経済関係の形成および世界経済の再活性化に貢献するため、別紙3の措置を講じ、外国企業の対日直接投資及び我が国企業の海外直接投資を一層促進する。

(別紙 1) 輸入の促進

(1) 輸入品に係る国民意識の高揚

国民の輸入品に対する理解と輸入の重要性についての認識を高めるため、日本貿易振興会の大規模インポート・バザールや10月の製品輸入促進月間を中心に各種啓発活動を全国的に展開する。

(2) 特定外国製品輸入促進計画(STFP)の拡充

諸外国の意向を踏まえつつ、計画の対象品目の追加等を行い、強力に推進を図る。

(3) 商談会の実施

大規模な対日輸出促進ミッションにより来日する企業等の輸出促進努力を支援するため、日本貿易振興会等を活用して商談会を開催する。

(4) 各種情報提供の強化

外国企業の日本市場に関する理解を深めるため、我が国輸入業者・流通業者及び我が国商慣行等に関する各種情報提供を行う。

(別紙 2) 輸入品流通実態調査及び輸入品販売の促進

(1) 輸入品流通実態調査等

輸入品流通に係る実態を調査し、その結果を消費者等に情報提供する一方、検討委員会において、内外の実務家その他の学識経験者の意見を聴取しつつ、輸入品流通問題に関する検討を行い、今年度内を目途に検討結果の報告を求める。

なお、公正競争確保のため引き続き関係法令の適正な運用を図る。

(2) 流通業界における輸入品販売の促進

- ① 日本貿易振興会主催により大規模インポート・バザールを開催し、百貨店・スーパー・中小小売商に対し、本バザールへの参加要請を行う。
- ② 百貨店・スーパーに対し輸入品販売促進のための全国各地での催事開催、ミッションの派遣を要請する。また、商店街等における輸入品販売促進事業の全国的展開を図る等中小小売業等における輸入品の販売促進を図る。
- ③ 百貨店・スーパー等が行う輸入品に係る出張販売の期間の弾力化を図る。
- ④ 酒類販売業者による輸入酒デー、輸入酒フェア等の輸入販売促進策の積極的な実施を要請することにより、酒類輸入の促進を図る。
- ⑤ フードウィーク等各種既存フェアにおける輸入食料品販売促進について指導を行う。

(3) 主要見本市における輸入品展示機会の確保

我が国の主要見本市について行った輸入品受入れ状況調査を踏まえて、これら見本市において輸入品の円滑な参加機会の確保を図る。

(別紙 3) 投資交流を一層促進するための措置

(1) 各行政機関における情報提供等

各行政機関における対日直接投資に関する情報提供、市場開放問題苦情処理推進本部における苦情処理に引き続き努めるとともに、地方公共団体等による誘致活動を引き続き積極的に支援する。

(2) 日本貿易振興会の産業協力推進機能の充実

日本貿易振興会の産業協力特別斡旋事業を活用して、個別の産業協力案件の推進を支援するとともに、同会の内外の主要事務所内に「産業協力情報コーナー」を設置するなど、同会の情報提供機能の一層の充実を図る。

(3) 日本開発銀行の対日投資促進融資制度の拡充等

日本開発銀行の対日投資促進融資制度の貸付金利の引下げを行う等により、対日直接投資を希望する外国企業に対する支援の強化を行う。

(4) 日本輸出入銀行の海外投資金融の活用

産業協力、経済協力案件の推進を支援するため、日本輸出入銀行の海外投資金融の一層の活用を図る。

〈 参 考 1 〉

アクション・プログラムの骨格決定に際しての内閣総理大臣談話

(昭和六十年七月三十日(火))

一 本日、政府・与党対外経済対策推進本部は、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定しました。

本決定は、現下の世界経済の最重要課題である自由貿易体制の維持・強化のため、日本が、その経済力にふさわしい役割と責任を担うべきであると考え、自主的に打ち出したものであります。

二 現在、世界経済は保護主義への坂道を駆け落ちかねない危険性をはらんでいます。言葉を換えて言うならば、自由主義諸国が今後も自由貿易体制を基礎に経済的繁栄の道を歩み続けることができるか、保護主義の下で経済的停滞への道をたどることになるか、今、重大な岐路に立たされている訳であります。

このような認識の下に五月のボン・サミットにおいて、先進諸国は、保護主義を巻き返す措置を採ることを確認し、また、新ラウンド(新たな多角的貿易交渉)を推進することも申し合わせたところであります。

戦後自由貿易体制の恩恵を最大限に享受し、自由経済社会第二位の経済力を有するに至った我が国は、現状を緊急事態と認識し、各国と協力し率先して保護主義に対する戦いの先頭に立つため、自ら積極的な市場の開放と自由化の政策を決定したものであります。

三 私は、我が国が新ラウンドの推進を主唱する立場にあることにかんがみ、まず、日本市場を世界経済で最も開かれた市場の一つにする決意をしました。

このため、「原則自由・例外制限」という基本的視点に立つたアクション・プログラムに従って、諸規制を緩和し、市場アクセスの改善を図ることとしました。

今回の決定の目標は、関税面においてはもとより、基準・認証等非関税面においても、日本の市場が国際水準を上回る開放度を実現することとあります。

例えば、関税の分野では、既に先進諸国中最低の関税水準となつておりますが、さらに、各国の要望をも配慮しつつ、千八百五十三品目の関税引下げ・撤廃等を行うこととしております。

基準・認証の分野では、外国検査データの受入れ、自己認証制度の導入・拡充等を図るため、四十にわたる法律を総点検し、その結果、八十八事項の改革に思い切った措置を採ることとしました。また、規格・基準の作成等に関し、すべての審議会等に外国関係者の参加を認め、透明性の確保を図ることとしました。

さらに、今回はサービスの分野においても、改善措置を講じ、諸外国との交流の拡大を図つたところであります。

政府調達分野でも、契約手続の改善、対象機関の拡大など、国際的に求められている水準を上回る開放措置を採ることとしました。

四 これに必要な法令改正や一連のフォロー・アップも、各省庁にフォロー・アップの責任体制を確立し、その上で、私が本部長として責任をもつて各省庁を督励し、

所期の目標を完全に実行に移す決意であることをここに改めて表明します。その過程で関係国間協議やO・T・Oを通じて表明される意見や助言を真剣に検討し、一層の改善に役立てていく所存であります。

五 私 は、アクション・プログラムを遂行する一方、消費者が自己の選択と責任に基づいて行動し、外国製品を積極的に受け入れるための国民意識の革新が必要であると考えています。これは、消費者にとつての選択の幅を広げ、国民生活を豊かにすることに通ずるものであります。

私は、本日、改めて直接国民の皆様には外国製品を進んで受け入れられるよう呼び掛けたいと思います。また、産業界の方々に対しても引き続き節度ある輸出に努めるよう呼び掛けてまいりましたが、更に製品輸入等の拡大に向けて一段の取組が行われるよう呼び掛けたいと思います。

私は、これらに加え、各省庁に対し、輸入促進の体制整備を図り、その調達に際して外国製品に対し積極的に同等の参入機会を与えること、関係団体等に対し積極的に輸入の奨励を行うことを指示しました。各政府関係機関のみならず、都道府県等地方公共団体、各企業においても、政府と同様の措置を講ずることを期待します。

他方、外国製品を供給する側の競争力の強化、売り込み努力等にも期待をかけてあります。

六 また、経済の拡大均衡を通して経済厚戻の解消を目指すためには、市場開放とともに内需拡大の努力が必要であると考えます。

この具体化、企画推進のために特別のワーキング・グループを組織します。また、対外経済問題諮問委員会報告が指摘しているデレギュレーション（規制緩和）、週休二日制の普及、公共的事業分野への民間活力の導入、税制の見直し等についても検討を進めてまいります。

七 投資交流による先進国経済の活性化は、世界経済全体にとつても好ましいことであります。

我が国企業の海外直接投資による現地生産は、進出先の経済を活性化させ、雇を増大させるとともに、貿易の均衡ある発展にも好ましい結果をもたらします。最近、我が国企業の海外直接投資意欲が急速に高まっていますが、関係企業には一層の努力をお願いする次第です。

我が国においては、金融、資本市場の自由化が進められ、また、海外からの投資促進融資制度も整備されており、日本への投資を歓迎するとともに、これが増大することを期待しております。

八 開発途上国の経済発展は、世界の経済・貿易の発展に不可欠であります。我が国としては、開発途上国の輸出努力を支援する観点から、工業品を中心として特恵関税制度の改善に努めてまいります。また、開発途上国のニーズに合った経済援助を行い、開発途上国の経済発展に寄与していますが、援助の拡大についても新たな中期目標を設定し、政府開発援助（ODA）の着実な拡充及びその質的改善に努める所存であります。

九 最後に、我が国の貿易収支の是正と輸入の拡大に関して、我が国の貿易パートナーの適切な経済運営と積極的な輸出努力の重要性を指摘したいと思います。

また、我が国としては、米田を始めとする諸外国の金利水準の一層の低下が図られる等により、円が我が国の経済力を反映して一層の円高となることを期待いたします。

ボン・サミットにおいて、世界経済の持続的成長及び国際貿易のより均衡のとれた拡大に貢献するため各国が各々の政策を追求することを約束しました。日本は、市場アクセスの一層の改善、輸入増加の奨励等の政策を追求することとしましたが、今、我々は正にこれを実現しつつあるところであります。

貿易は一国ではできないのであり、黒字国、赤字国が力を合わせるることによつて、現在の困難な時期を乗り切っていくようにしたいと念願します。